

ケアステーション ハピネスあだち
指定訪問介護 兼 総合支援事業 運営規程

(趣旨)

第1条 社会福祉法人ファミリーが開設する指定訪問介護事業所(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護の事業(以下「事業」という。)、**総合支援事業**の事業(以下「総合事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業所の目的)

第2条 事業の目的は次の通りとする。

(1) 指定訪問介護

要介護状態にある高齢者(以下「利用者」という。)の社会的孤立感の解消・心身機能の維持並びにその家族の身体的・精神的な負担の軽減を図ることを目的とし、指定訪問介護サービスを提供する。

(2) **総合支援事業**

一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、**総合支援事業**を提供する。

(運営の方針)

第3条 要介護状態又は要支援等状態となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 この事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名 称 ケアステーション ハピネスあだち 訪問介護事業所
- (2) 所在地 東京都足立区江北3丁目14-1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次の通りとする。

(1) 管理者 1人

管理者は、この事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) サービス提供責任者 1名以上

サービス提供責任者は、指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

(3) 訪問介護員等 訪問介護員養成研修2級課程修了者0.5名以上

訪問介護員等は、指定訪問介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日・日曜・祝日とする。ただし、12月30日～1月3日を除く。
- (2) サービス提供時間 通常時間帯：8：00～18：00
早 朝：6：00～8：00

夜 間：18：00～22：00

深 夜：22：00～6：00

介護予防：9：00～17：00

(3) 受付時間 月曜日～金曜日(祝日含む) 9時～17時

(利用料その他の費用の額)

第7条 介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金(料金表)の1割、2割もしくは3割とする。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担とする。

(1) 総合支援事業サービス費 【要支援等】

1 利用料

[料金表 基本料金・昼間]

要支援1・2

《 緩和型 》

※地域区分単価 11.40

サービス内容略称	サービス頻度	内容	単位	1割負担	2割負担	3割負担
緩和型訪問サービスⅠ	【週1回利用の場合】	身体介護を伴うサービス	273	¥312	¥623	¥934
緩和型訪問サービスⅠ・生活援助	【週1回利用の場合】	生活援助のみのサービス	247	¥282	¥563	¥845
緩和型訪問サービスⅡ	【週2回利用の場合】	身体介護を伴うサービス	273	¥312	¥623	¥934
緩和型訪問サービスⅡ・生活援助	【週2回利用の場合】	生活援助のみのサービス	247	¥282	¥563	¥845
加算						
		内容	単位	1割負担	2割負担	3割負担
初回加算		初回訪問時、サービスを得円滑に行う為に、サービス提供責任者が担当ヘルパーと同行した場合に算定	200	¥228	¥456	¥684
介護職員処遇改善加算Ⅰ	週1回		161	¥184	¥367	¥551
	週2回		322	¥367	¥734	¥1,101
	週3回		511	¥583	¥1,165	¥1,748
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	週1回		49	¥56	¥112	¥168
	週2回		99	¥113	¥226	¥339
	週3回		157	¥179	¥358	¥537
介護職員等ベースアップ等支援加算	週1回		28	¥32	¥64	¥96
	週2回		56	¥64	¥128	¥192
	週3回		89	¥102	¥203	¥305

・サービス利用料の請求方法が、これまでの月額制から回数制へと変更となります。

・生活援助中心の「生活支援サポートサービス」

生活支援サポートサービスは、掃除や洗濯、調理などの生活援助を中心に行い、入浴介助や通院同行などの身体介護は含みません。
また、サービスを行う人も、今までのヘルパーだけでなく、足立区が新たに認定した「生活支援サポーター」が行うことも可能となります。

介護認定の更新時期から、新しい①「生活支援サポートサービス」を利用することとなります。ただし、日常生活の状況に応じて②「身体介護を伴うサービス」を利用することも可能です。

これまでの訪問型サービス	介護認定更新後の訪問型サービス	
	①生活支援サポートサービス	②身体介護を伴うサービス
○サービス内容 ・生活援助 (掃除、洗濯、調理など) ・身体介護 (入浴の介助(見守り)、	○サービス内容 ・生活援助 (掃除、洗濯、調理など) ※身体介護は含みません。	○サービス内容 ・生活援助 (掃除、洗濯、調理など) ・身体介護 (入浴の介助(見守り)、

通院同行など)		通院同行など)
○サービスを行う人 ヘルパーのみ	○サービスを行う人 ・生活支援支援支援サポーター (区が認定した新たな資格) ・ヘルパー	○サービスを行う人 ヘルパーのみ

〔料金表 基本料金・昼間〕

訪問介護サービス費（要介護）

※地域区分単価 11.40

		単位	1割負担	2割負担	3割負担
身体0 1	身体 20分未満	163	¥186	¥372	¥558
身体 1	身体 30分未満	244	¥279	¥557	¥835
身体 2	身体 30分～60分未満	387	¥442	¥883	¥1,324
身体 3	身体 60分～90分未満	567	¥647	¥1,293	¥1,939
生活 2	生活 20分～45分未満	179	¥204	¥408	¥612
生活 3	生活 45分～70分	220	¥251	¥502	¥753
身体 1生活 1	身体 30分生活 20分	309	¥353	¥705	¥1,057
身体 1生活 2	身体 30分生活 45分	374	¥427	¥853	¥1,279
身体 1生活 3	身体 30分生活 70分	439	¥501	¥1,001	¥1,502

* 基本料に対して、早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）帯は25%増し、深夜（午後10時～午前6時）は50%増しとなります。

* 上表の料金設定基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、ご利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。表記サービス区分以外の場合は、介護保険が定める、介護報酬単価に基づきます。

* やむを得ない事情でかつ、お客様の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

加算

※地域区分単価 11.40

	算定要件	単位	1割負担	2割負担	3割負担
緊急時加算料金	ご利用者様、ご家族の依頼により緊急に身体介護サービスを提供した時	100	¥114	¥228	¥342
初回加算料金	初回訪問時、サービスを円滑に行う為に、サービス提供責任者が担当ヘルパーと同行した場合	200	¥228	¥456	¥684

令和6年4月～	20.3%
令和6年6月以降	
介護職員等処遇改善加算II	22.4%

(2) 交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

(3) キャンセル料

サービスをキャンセルされる場合は、下記の料金をいただくこととなりますのでご注意ください。キャンセルする場合は、至急ご連絡下さい。

ご利用の前日 17 時前までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用の前日 17 時までにご連絡がなく、ヘルパーがご利用者のお住まいまで訪問した場合（ご不在の際、ヘルパーは自宅前で 10 分待機しています）	500 円
当日、ご利用開始前までにご利用者から事業所に連絡があった場合、すでにヘルパーがご利用者のお住まいまで訪問した場合	500 円

その他

①利用者の住まいで、ヘルパーがサービスを提供するために使用する水道、ガス、電気等の費用は利用者の負担とする。

②料金の支払方法

①利用料、その他の費用の請求	<p>ア 利用料、その他の費用はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 10 日以降に利用者宛にお届けいたします。</p>
②利用料、その他の費用の支払い	<p>ア 請求月の末日に、ご指定の金融機関より自動引き落としとさせていただきます。</p> <p>イ お支払いを確認しましたら、領収書をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。</p>

※その他の支払方法についてはご相談に応じます。

2 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が契約者の負担とする。

<サービスの概要と利用料金>

① 介護保険給付の支給限度額を超える総合支援事業の利用、

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた分はサービス利用料金の全額が利用者の負担となる。

* 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがある。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までに説明する。

3 交通費

通常の事業実施地域以外の地区に住んでいる方で、当事業所のサービスを利用する場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費を請求する。

4 利用料金の支払い方法

前記 1、2 の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、請求し、翌月末日まで訪問介護担当者が集金する。

5 利用の中止、変更、追加

* 利用予定日の前に、利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができる。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申請する。

* サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供が

できない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、足立区、北区の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 訪問介護員等は、現に指定訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(衛生管理等)

第10条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する委員会を定期的に開催するとともに、その対策を協議し、従業員にも周知していく。また、対応指針等を作成し掲示を行う。研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努めていく。

(苦情・ハラスメント処理)

第11条 事業所は、提供した指定訪問介護(総合事業)又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

第12条 事業所は、適切な指定訪問介護(総合事業)の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 組織内の体制や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備 (3) その他虐待防止のために必要な措置 (4) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区に通報するものとする (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ることとする (6) 虐待の防止のための指針を整備すること (7) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること(研修計画の策定) (8) 上記措置を適切に実施するための担当者(および責任者)を置くこと。

(事業継続計画)

第14条 業務継続計画(BCP)の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定訪問介護(総合事業)の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第15条 訪問介護員等の質的の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

(ア) 採用時研修 採用後 1月以内

(イ) 継続研修 年 2回

- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であったものが、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とするものとする。
- 4 この規定に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、社会福祉法人ファミリーと管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成17年7月1日から施行する。

平成20年6月1日改正

平成21年4月1日改正

平成22年2月1日改正

平成22年10月1日改正

平成24年4月1日改正

平成26年4月1日改正

平成27年4月1日改正

平成27年8月1日改正

平成28年10月1日改正

平成29年4月1日改正

平成30年4月1日改正

令和1年10月1日改正

令和3年6月1日改正

令和4年10月1日改正

令和6年1月31日改正

令和6年4月1日改正